

# 建設企業常任委員会次第

令和2年6月22日（月）10時  
於 大 会 議 室

## 1 開 会

## 2 議 事（都市局、水道局関係）

(1) 所管事務報告

ア 都市局      イ 水道局

..... 令和2年度 所管事務報告書参照

(2) 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第66号 町の設定、町及び字の区域の変更並びに字の廃止のこと

..... 森本 都市整備室長兼都市総務課長

(3) 報告事項（2件）

ア 空家等対策計画の策定について

※ 資料参照 ..... 久納 建築安全課長

イ 明石川浄水場のPFOS・PFOA値について

※ 資料参照 ..... 池田 水質管理担当課長

(4) その他

## 3 閉会中の所管事務調査事項

(1) 都市計画について

(2) 都市基盤整備について

(3) 交通安全について

(4) 住宅及び建築・開発行為について

(5) 公共施設の建築及び修繕について

(6) 上下水道について

## 4 閉 会

以 上

## 空家等対策計画の策定について

### 1. 空家等対策計画の策定

#### (1) 策定の必要性

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

国の「空き家再生等推進事業」による支援におきまして、令和2年度より当該計画に基づく空家等の対策が国の補助金の支給要件となっています。

#### (2) 空き家再生等推進事業の概要

当該事業は、居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却等に取り組む市町村に対し国が支援を行う事業（社会資本整備総合交付金）です。

事業内容としては、空き家の除却及び活用、空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握等があり、空き家の除却は、所有者による自主除却の補助だけでなく、略式代執行も対象となります。

※1 負担内訳：所有者が実施する場合 所有者3分の1、残り3分の2（上限1,332千円）を補助（補助内訳：国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1）

※2 令和元年度までは同計画の策定が国の支給要件ではありませんでしたが、本年度より要件となったため、本年度については国費、県費分も市費で負担します。

※3 補助実績：平成27年度～令和元年度まで 除却補助13件、略式代執行2件

### 2. 策定体制

計画の策定については、庁内関係課で構成する空家等審議会に意見を聞きながら取り組みを進めます。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

令和2年	6月～	計画検討
令和3年	1月	パブコメ実施
	2月	パブコメ意見を受け、計画案修正 ⇒ <u>計画策定</u>
	3月	市ホームページで公表

## 明石川浄水場のPFOS・PFOA値について

### 1 PFOS・PFOAと水道水質基準

PFOS・PFOAとは有機フッ素化合物の一つであり、泡消火剤等で広く使われてきたものですが、健康リスクの可能性があるとされており、現在では一般には使われていません。

PFOS・PFOAの水道水の水質基準（表1）における位置付けは、従来は「要検討項目」とされていましたが、令和2年4月1日より「水質管理目標設定項目」（水質管理上留意すべき項目を定めているものであり、規制対象項目を定めている「水質基準項目」とは性格が異なります。）とされ、PFOS・PFOAの合計として1リットル当たり50ナノグラムの目標値が設定されています。

### 2 明石市の水道の現状

厚労省の発表にもありましたように明石川浄水場のPFOS・PFOA値は46.4でした。

原因としては、水源である明石川河川水のPFOS・PFOA値が高いことが考えられます。環境省発表のデータによると、明石川上水源取水口のPFOS・PFOA値が105.4となっています。

### 3 健康面への影響

現時点ではPFOS・PFOA値についてWHOのガイドライン値もなく、厚生労働省もPFOS・PFOAの有害性について明確な評価はしていません。

世界的にはアメリカの健康勧告値（人が70年間毎日2リットル飲用しても問題ないとされる値：1リットル当たり70ナノグラム）が最も厳しかったのですが、日本の目標値（1リットル当たり50ナノグラム）はこれよりもさらに厳しいものであり、明石川浄水場の数値はこの日本の目標値を下回っていることから、健康に問題はありません。

### 4 今後に向けて

明石川浄水場においては活性炭処理によりPFOS・PFOAを除去しており、この活性炭の入れ替え頻度を高くすることで、より安全な水道水の供給に努めてまいります。

しかし、原因が明石川河川水の水質であることから、根本的な解決のためには、明石川河川水からの取水を止め、阪神水道企業団からの受水を目指してまいります。

表1. 水道水の水質基準の体系（令和2年4月1日現在）

水質基準項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者等に遵守義務・検査義務あり</li> <li>健康関連31項目+生活上支障関連20項目</li> </ul>
<u>水質管理目標設定項目</u> （この項目に該当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が暫定である場合や検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目等</li> <li>水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め水質管理に活用</li> <li>健康関連項目14項目+生活上支障関連13項目</li> </ul>
要検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等</li> <li>全45項目について情報・知見を取集</li> </ul>